

新旧対照表

旧	新
工事設計施工指針(八千代市上下水道局)	工事設計施工指針(八千代市上下水道局)
水道管路設計指針	水道管路設計指針
目次	目次
第 I 章 管路設計の基本方針	第 I 章 管路設計の基本方針
1.1 基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	1.1 基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1.2 付属設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	1.2 付属設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 4
1.3 仮設配管・・・・・・・・・・・・・・・・・・5	1.3 仮設配管・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 6
1.4 給水管・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	1.4 給水管・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 7
1.5 接続・・・・・・・・・・・・・・・・・・7	1.5 接続・・・・・・・・・・・・・・・・・・7 8
1.6 設計図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・7	1.6 設計図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・7 8
1.7 数量計算・・・・・・・・・・・・・・・・・・8	1.7 数量計算・・・・・・・・・・・・・・・・・・8 9
参考資料 配水管の布設(占用)位置について・・・・・・・・・・10	参考資料 配水管の布設(占用)位置について・・・・・・・・・・10 11
第 II 章 開発行為及び工事店申込に関する基本事項	第 II 章 開発行為及び工事店申込に関する基本事項
2.1 適用基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・11	2.1 適用基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・11 12
2.2 配水管口径目安・・・・・・・・・・・・・・・・・・11	2.2 配水管口径目安・・・・・・・・・・・・・・・・・・11 12
2.3 既設本管の移設及び改良・・・・・・・・・・・・・・・・・・11	2.3 既設本管の移設及び改良・・・・・・・・・・・・・・・・・・11 12
2.4 既設管との連絡(開発区域との接続箇所)・・・・・・・・・・11	2.4 既設管との連絡(開発区域との接続箇所)・・・・・・・・・・11 12
2.5 配水本管の占用位置(造成地内)・・・・・・・・・・・・・・・・・・11	2.5 配水本管の占用位置(造成地内)・・・・・・・・・・・・・・・・・・11 12
2.6 排泥装置の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・11	2.6 排泥装置の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・11 12
2.7 消火栓の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・12	2.7 消火栓の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・12 13
2.8 断水接続に伴う措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・12	2.8 断水接続に伴う措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・12 13
2.9 埋戻し土・・・・・・・・・・・・・・・・・・12	2.9 埋戻し土・・・・・・・・・・・・・・・・・・12 13

新旧対照表

旧	新
<p>(本文)</p> <p>第 I 章 管路設計の基本方針</p> <p>1.1 基本事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 管種2 管径3 設計水圧4 占用位置5 土被り6 掘削幅	<p>(本文)</p> <p>第 I 章 管路設計の基本方針</p> <p>1.1 基本事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 管種2 管径3 設計水圧4 占用位置5 土被り6 掘削幅7 離隔 <p>(1) 管が地下埋設物と近接又は交差する場合は、0.3m 以上の離隔をとらなければならない。</p> <p>(2) やむを得ない事情により、0.3m 以上の離隔を確保できない場合は、漏水補修材の施工に必要な離隔を最低限確保した上で、サンドエロージョン現象に対する対策として耐摩板(ブタジエンゴムシート)を設置すること。</p> <p>(3) 漏水補修材の施工に必要な離隔については、各口径の漏水補修材の製品厚さに 5 cmを加えたものとする。</p> <p>(4) 耐摩板の設置位置は水道管を露出させる場合は水道管に接するものとする。この際、巻付けは不要とする。水道管を露出させない場合は掘削穴内で最も水道管に近い位置とする。</p> <p>(5) 耐摩板は 6 mm厚の板状のものを使用し、最低限の大きさとして近接部の場合は水道管の外径以上とし、交差部の場合は交差部の投影面積以上とする。</p>

新旧対照表

旧	新																				
<p>附則</p> <p>平成 25 年 (2013 年) 4 月 施行</p> <p>平成 27 年 (2015 年) 3 月 第 1 回改</p> <p>令和 元年 (2019 年) 6 月 第 2 回改正</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1120 335 1545 582"> <p>水道管を露出させる場合</p> </div> <div data-bbox="1568 335 1993 582"> <p>水道管を露出させない場合</p> </div> </div> <p>(6) 耐摩板の性能については下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1377 702 1881 837"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>単位</th> <th>性能</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚さ</td> <td>mm</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>MPa</td> <td>14.7以上</td> <td>IIS K 6251による</td> </tr> <tr> <td>伸び</td> <td>%</td> <td>400以上</td> <td>IIS K 6251による</td> </tr> <tr> <td>硬さ(デュロメータ)</td> <td>Aタイプ</td> <td>60±5</td> <td>JIS K 6253による</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 漏水補修材の施工に必要な隔離を確保できない場合は、監督職員と協議の上、水道管の切り回し等、隔離の確保に必要な処置をとること。</p> <p>(8) 上記によらない場合は別途協議すること。</p> <p>附則</p> <p>平成 25 年 (2013 年) 4 月 施行</p> <p>平成 27 年 (2015 年) 3 月 第 1 回改</p> <p>令和 元年 (2019 年) 6 月 第 2 回改正</p>	試験項目	単位	性能	試験方法	厚さ	mm	6		引張強さ	MPa	14.7以上	IIS K 6251による	伸び	%	400以上	IIS K 6251による	硬さ(デュロメータ)	Aタイプ	60±5	JIS K 6253による
試験項目	単位	性能	試験方法																		
厚さ	mm	6																			
引張強さ	MPa	14.7以上	IIS K 6251による																		
伸び	%	400以上	IIS K 6251による																		
硬さ(デュロメータ)	Aタイプ	60±5	JIS K 6253による																		